

上水道告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項および長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)第7条第2項の規定により、長浜水道企業団企業長の職務を代理する者およびその期間を次のとおり告示する

令和6年1月26日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

1 企業長の職務を代理する者

局長 前田喜代次

2 企業長の職務を代理する期間

令和6年1月29日から令和6年3月31日まで